

## 1 防災マップの周知方法

### (1) 第3回委員会における議論

白木委員より以下の説明があった。

防災マップを作成した以上、住民に対する周知は必須である。これについては、本事業の終了後、防災マップを配布するときに説明会を実施したいと考えている。その際、地域の実情も考慮した上で周知を図る。配布しただけではだめなので、どこが要点かをきちんと説明するつもりである。

また、友松委員からは、今回はパイロット事業であり、今後、各地区及び地区全体で進めていくことになる。次年度以降、経緯も含めての説明会を最低1回は実施するとの説明があった。

## 2 災害時要援護者登録制度の活用

### (1) 第3回検討部会における議論

(事務局 岸田)

議論の前提として、要援護者に関する本事業での取り扱いは、「要援護者に対する支援が必要である」という課題を提起し、「専門部署、関連組織等との協議を続けたい」という方向性を示すところまでは、報告書に記載したいと考えている。

(白木委員)

現状、下関市にも「災害時要援護者登録制度」があるが、平成21年の運用開始以来、現在までの登録者数は市全体で60名程度であり、制度の活用が進んでいるとは言い難い。今後、既存の制度を生かしつつ、制度の周知を図ると共に、まちづくり協議会が自治会がより積極的に関わりながら、要援護者の支援を進めていくべきではないか。

(友松委員)

要援護者の問題については、検討部会単独で進めるよりも、市福祉政策課や民生委員、地域包括支援センターなども含めて話し合いの場を持ち、次年度の活動につなげていくことが必要と考える。他市では、まちづくり協議会の下で、自治会が本人の了承を得て名簿・台帳を作成した例もある。下関市でも同様の取組ができるのか、検討を続けていきたい。

(長府地域包括支援センター)

本件は、センターにおいても課題として認識している。すぐには解決できなくても、2~3年かけて取り組んで行くことが重要と考えている。センターとして具体的には、制度や現状に関する勉強会の開催等を進めていきたい。

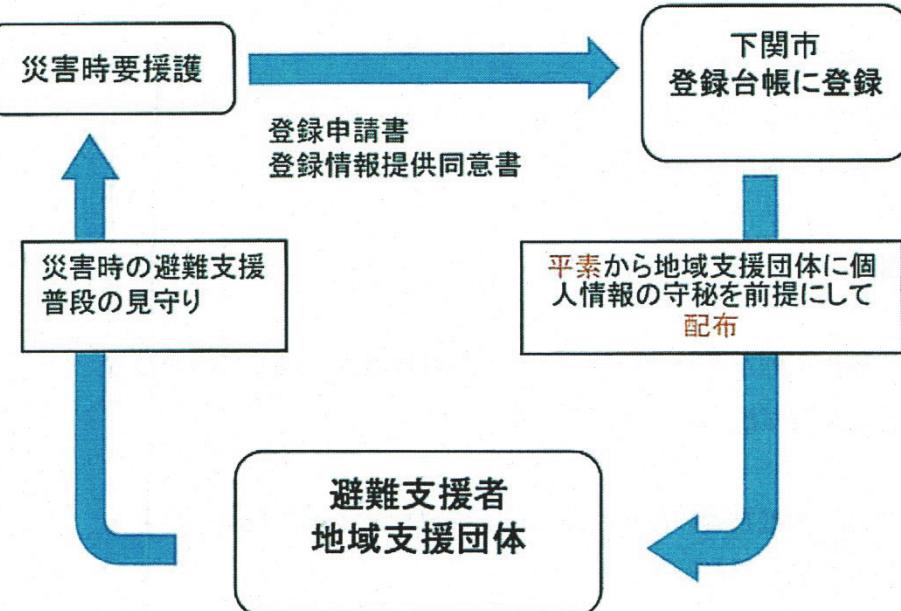
(白木委員)

本件は、防災マップに関連した内容として、次年度以降に向けて取り組んでいきたい。

(事務局 岸田)

第3回委員会には、福祉政策課にも出席してもらい、次年度に向けたスタートとするのがよいのではないか。本事業の枠内で行えるのはそこまでと考える。

① 登録までのフロー

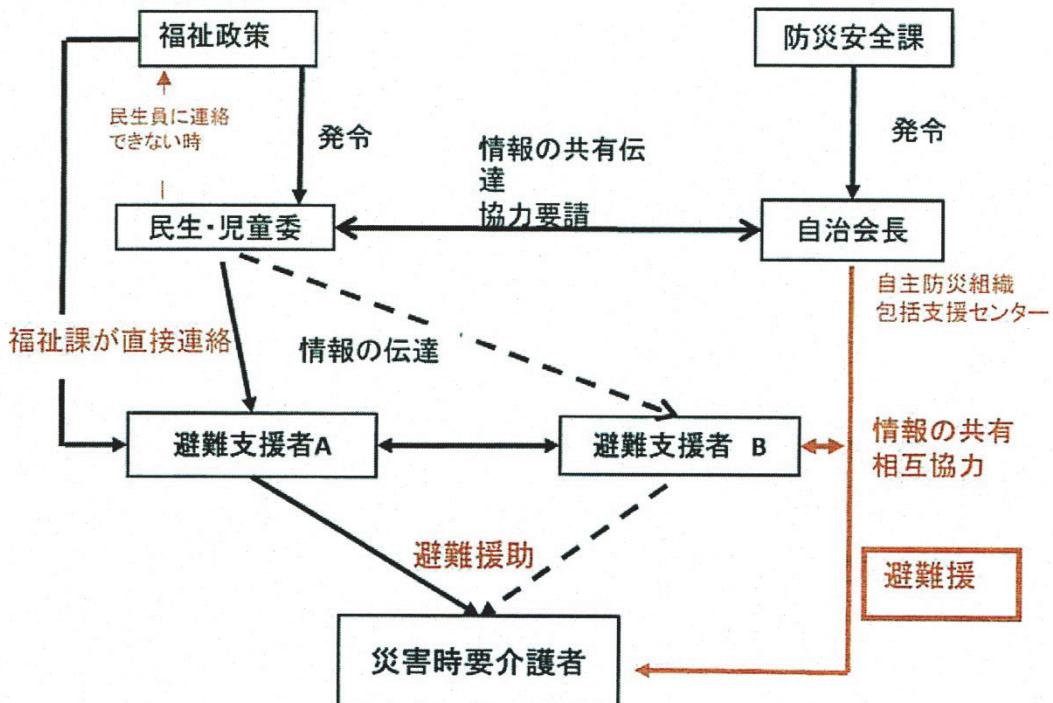


地域支援団体とは

自治会・民生児童委員協議会・地区社会福祉協議会

自主防災組織等

② 「避難準備情報」発令時のフロー



白木委員による下関市災害時要援護者登録制度の概念図

## (2) 第2回委員会における議論

白木委員より、以下のとおり要援護者対応の課題について説明。

- ・下関市にも、真庭市、岡山市と同等の制度がある。
- ・要援護者は、自分で援護者2名を探し、福祉政策課に登録する。登録後は、支援団体（まちづくり協議会、民生委員、地域包括支援センター、自主防災組織等）に情報が提供されることがとされている。災害時には、福祉政策課から民生委員を通じ援護者に連絡される。
- ・登録前提の制度であるためか、下関市全体で約60件しか登録がない。登録者を増やすのは、まちづくり協議会の仕事と考えている。

続いて、本件に関する質疑応答に入った。

(オブザーバー)

登録が少ない理由として、援護者2名を自ら探さなければいけない点があるのではないか。身体が不自由で動けない人なら、援護者は大人4～5名必要かもしれません、現実的に確保できないと思われる。民生委員も高齢化が進んでおり、制度として実効性に疑問が残るのではないか。

(友松委員)

本制度の実態は、必ずしも制度どおりとは限らない。今後、福祉政策課はじめ担当部署との話し合いが必要である。例えば「2名」というのは登録時の話であり、実際にそれで対応できるのか、といった点を詰めていかないと実効性に乏しい。また、現状では連絡も不足している。

(白木委員)

少なくとも、既存の制度をもっとPRする必要がある。多くの住民が制度自体を知らない。

(石津委員)

PR不足との認識は、担当課にもあると思う。今後、まちづくり協議会の研修会等でテーマとしていくことも有効ではないか。

(オブザーバー・民生委員)

PR不足に加え、まちづくり協議会、自治会連合会、民生委員などで情報が縦割りになっている点も問題と考える。わずか20戸の地域でも、情報が縦割りで制度が機能しない例もある。SNSを活用して情報共有するなど、横串を刺す努力が必要だと思う。

(白木委員)

情報を取りまとめても、どこまでの範囲に配布するか、といったコンセンサスがまだできていないので、現状ではなかなか難しい。

(村瀬委員)

真庭市のように、防災マップを通常版と要援護者版の2種類作成して対応するなど、皆で知恵を出し合えばいい案が浮かぶのではないか。民生委員が情報を持っているので、双方合意の上で活用できるようにすれば、将来的には防災マップへの掲載も可能かもしれない。

(友松委員)

情報の取り扱いは大変難しく、例えば民生委員から自治会への情報提供にしても、岡山の2事例でも大変慎重に進めており、「対象者一人ひとり、丁寧に対応している」とのことであった。そこまでやらなければいけない問題だと考えている。

(事務局 岸田)

本件は、防災マップづくりの中でも非常に重要な課題であるが、現状は、まだ制度について

学んでいる段階である。したがって、本日は主に制度の紹介にとどめ、第3回委員会では福祉政策課の担当者を招き、質疑応答を依頼したいと考えている。なお、本事業の範囲としては、本件は課題として認識するところまでで、実際の対応は次年度以降に検討を行うこととなる。

### (3) 第4回検討部会における議論

下関市福祉政策課担当課長を招いて、以下のとおり意見交換及び質疑応答を行った。

(福祉政策課担当課長)

災害時の要援護者対応は、行政だけでの力は到底無理である。地域の方々の協力があってこそと考えているので、今回のように協力の提案をいただければ大変心強い。

(白木委員)

本年度の事業として防災マップづくりを実施した結果、要援護者対応を次年度以降の課題として認識するに至ったので、今後は是非とも福祉政策課と協力していきたいと考えている。

(福祉政策課担当課長)

要援護者対応に関しては、下関市では平成20年度から制度化しており、現時点の登録者は全市で41名である。平成25年の災害対策基本法等改正により、名簿作成が義務付けられると同時に、支援団体への提供が可能となった。「援護が必要な人に対し、地域の力を借りていかに安全・安心を守るか」がテーマであり、今後、協議を進めていきたい。

(白木委員)

どのようにして登録者数を増やしていくかが課題と捉えている。次年度以降、協力して進めていきたい。

(友松委員)

希望者をどのように募るかが難しい。民生委員を含む地域の人がいちばんよく実態を知っているが、個人情報やプライバシーの問題もある。彼らと協力しながら登録を進められるかどうかが鍵になると思う。

(福祉政策課担当課長)

個人情報保護法の改正により、要援護者に関する情報は原則提供禁止となった。とは言え、何らかの働きかけは必要なので、どのように情報を得て登録を進めるかという点も含め、相談が必要である。

(友松委員)

まちづくり協議会、自治会連合会等であらためて話し合う機会を設け、検討していきたい。

(福祉政策課担当課長)

自治会等への情報提供については課題も多いが、話し合いを通じて協力を進めていきたい。

(事務局 岸田)

本日の議論を、委員会において合意したいので、次回委員会にも出席していただきたい。その上で、次年度以降、協議を続けていくことを報告書にも掲載したい。本件は、防災マップづくりを行う過程で派生した、地域を守る上での課題であり、他のまちづくり協議会でも必ず問題になると思われる。

(福祉政策課担当課長)

全体の方向性は了承した。ただし、実際には情報共有が進んだとしても、要援護者をどのよ

うに支えるかについては地域特性も関係するので、一律の対応は難しく、配慮が必要と考える。

#### (4) 第4回検討部会における意見交換

第4回検討部会では、参加者から次のような意見が出された。

(民生委員)

- ・現在、福祉マップの作成を考えているので、本事業は大変参考になった。
- ・同時に課題も見えてきたが、その意味でもプラスになった。
- ・若い人の参加に関しては、自主防災組織等を通じて、学校や幼稚園・保育園の行事等にもっと積極的に参加して、全体の意識を高めていく必要があると感じた。

(地域包括支援センター)

- ・要援護者に本当に声かけができる体制を実現したい。
- ・必要に応じて、地図に書き込みができるサイズだと活用の幅が広がると思う。
- ・平成21年から制度があるのに、活用が進まないのはもったいない。一層の普及、理解に向けた取組を進めたい。
- ・ケアマネジャーは多様な情報を持っている。災害時の対応を考えられるよう、地域包括支援センターとして指導を行っていきたい。

(白木委員)

- ・要援護者対応は、先進地域でも2~3年かかっている。焦らず、地道に取り組むことが必要だと思う。登録制度は、市が責任を持つという点に意義がある。

#### (5) 第3回委員会における議論

下関市福祉政策課担当課長より、下関市の災害時要援護者登録制度について次のとおり説明。

- ・本制度を策定した経緯としては、過去の災害時の教訓から、高齢者や障がい者等の被害が大きいことに鑑み、共助に基づく防災施策の一つとして、下関市においては平成21年に制度化したものである。
- ・大規模災害時においては、消防等、公的機関等による公助には限界があるため、自助及び共助が重要になるとを考えている。地域の力が是非とも必要である。今後、各まちづくり協議会とも積極的に協議を進めていきたい。
- ・現時点の登録者は41名と非常に少ないため、拡充が課題である。
- ・平成25年の災害対策基本法等改正により支援者・支援団体が平時から要援護者名簿を持つことが可能になった。名簿は既に作成済みであり、関連部局で共有を進めているところである。